（旧接続請求に関する経過措置）

**第五条**　改正法附則第五条第二項又は第六条第二項の規定により、なおその効力を有するとされる旧接続請求については、旧施行規則第五条及び第六条の規定は、改正法附則第五条第一項又は第六条第一項に規定する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第五条第一項中「法第五条第一項第一号」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第五条第一項第一号」と、同項第二号中「当該特定供給者の」とあるのは「当該旧接続請求者又は特定旧接続請求者の」と、「認定発電設備」とあるのは「当該旧接続請求に係る旧認定に係る認定発電設備（以下「旧認定発電設備」という。）」と、「当該特定供給者が」とあるのは「当該旧接続請求者又は特定旧接続請求者が」と、「接続請求電気事業者」とあるのは「旧接続請求の相手方である一般送配電事業者等（一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び特定送配電事業者をいう。以下同じ。）（以下「旧接続請求電気事業者」という。）」と、同項第三号中「当該特定供給者」とあるのは「当該旧接続請求者又は特定旧接続請求者」と、「当該旧接続請求者又は特定旧接続請求者」とあるのは「旧接続請求電気事業者」と、「接続請求電気事業者」とあるのは「旧接続請求電気事業者」と、同条第二項中「法第五条第一項の規定による接続の請求」とあるのは「旧接続請求」と、旧規則第六条中「法第五条第一項」とあるのは「旧法第五条第一項」と、「特定供給者」とあるのは「旧接続請求者又は特定旧接続請求者」と、「認定発電設備」とあるのは「旧認定発電設備」と、「接続請求電気事業者」とあるのは「旧接続請求電気事業者」と、「託送供給等約款等」とあるのは、「託送供給等約款等（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十八条第一項の規定により旧接続請求電気事業者が経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）及び同法第十八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）をいう。）」と、「第二条第一号又は第二号」とあるのは「第三条第一号又は第二号」と、「第二条第三号」とあるのは「第三条第三号」と、「第二条第十五号から第十九号」とあるのは「第三条第十五号から第十九号」と、「認定（第七条、第八条第一項第一号から第九号まで、同条第二項、第十一条及び第十一条の二において単に「認定」という。）とあるのは「旧認定」とする。

（改正法附則第四条第二項の書類の提出等）

**第六条**　改正法附則第四条第二項の基準は、改正法附則第四条第一項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者（以下「新認定発電事業者」という。）のうち、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満であるものを除いた者であることとする。

2　新認定発電事業者は、改正法附則第四条第二項に規定する書類を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「新認定発電設備」という。）と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し

二　当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業の工程表及び収支計画に関する書類

三　当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業について、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類

四　その他電気事業者との契約に関する事項を記載した書類

3　新認定発電事業者は、改正法附則第四条第二項の規定による書類の提出に代えて、当該書類及び前項各号に掲げる書類に記載すべき事項を電子情報処理組織（経済産業省の使用に係る電子計算機と、当該新認定発電事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提出することができる。

4　改正法附則第四条第二項に規定する期間は、新法第九条第三項の認定を受けたとみなされた日から六月以内とする。

5　改正法附則第五条第四項及び附則第六条第四項における旧接続請求者及び特定旧接続請求者の書類の提出については、第一項から前項までの規定を準用する。

（改正法附則第六条第一項の手続その他の行為）

**第七条**　改正法附則第六条第一項の経済産業省令で定めるものは、電気事業法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関又は一般送配電事業者によって行われる特別高圧（七千ボルトを超える電圧をいう。以下この条において同じ。）の電力系統（特別高圧の電力系統と高圧（直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超え、七千ボルト以下の電圧をいう。）の電力系統を結合する変圧器を含む。以下同じ。）の工事に係る費用を共同で負担する者を決定するための入札その他の手続において、当該手続の開始が明らかになったときから当該手続の落札者等と当該電力系統を維持し、及び運用する一般送配電事業者との間で当該費用の負担に係る契約が締結されるまでの間に行うものとする。

（新エネルギー等認定設備に係る認定の申請）

**第八条**　法第九条第一項の認定の申請をしようとする者が用いる再生可能エネルギー発電設備が、この省令の施行の際現に新エネルギー等認定設備である場合にあっては、この省令の施行の日から平成三十四年三月三十一日までに当該認定の申請を行わなければならない。

## ○経済産業省令第八十五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四条第一項及び第二項、第十四条第一項から第三項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに第四条第一項及び第二項、第十四条第三項並びに第十五条第二項の規定を実施するため、ガス小売事業の登録の申請等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

ガス小売事業の登録の申請等に関する省令

（用語の意義）

**第一条**　この省令において使用する用語は、ガス事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（ガス小売事業の登録申請）

**第二条**　法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2　法第四条第一項第三号ロの経済産業省令で定める導管は、申請者が維持し、及び運用する導管のうち主要な導管とする。

3　法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行うガス小売事業以外の事業の概要

4　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二　様式第二のガス小売事業遂行体制説明書

三　様式第三の苦情等処理体制説明書

四　申請者が法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者である場合にあっては、供給地点群（特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であって一の団地内にあるものの総体をいう。以下同じ。）の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図

五　申請者がガス工作物を維持し、及び運用しようとする場合にあっては、小売供給を行おうとする地域ごとに次の書類

イ　ガス工作物の設置の状況を記載した図面

ロ　主たる技術者の履歴書